

箕面船場エントランス実施設計業務委託

一般競争入札説明書

平成 29年 11月 8日

本説明書は、箕面船場エントランス実施設計業務委託にかかる一般競争入札に参加しようとする者に対し、入札の方法その他入札の参加に必要な手続等を説明するものである。

1 業務の目的

北大阪急行線の延伸により設置される新駅「(仮称)箕面船場駅」が存する船場東地域は、昭和40年代に土地区画整理事業によって基盤整備が行われ、大阪船場繊維卸商団地として、主に流通・業務系の土地利用を中心に発展してきた。

しかし、建物の老朽化や繊維業を取り巻く社会情勢の変化などから街の更新期を迎えつつあり、地権者をはじめとして、箕面市も北大阪急行線の延伸を契機とした新たなまちづくりに取り組んでいるところである。

現在、(仮称)箕面船場駅前の土地4.8ヘクタールを対象に箕面船場駅前土地区画整理事業(組合施行)が実施され、既存建物の除却が進むとともに、土地利用が進展しており、同地区内に、大阪大学箕面キャンパスの移転が決定しているほか、箕面市は、新文化ホール、図書館・生涯学習センター等の整備を予定している。

これら新駅周辺まちづくりにあわせて、良質な都市空間の形成を目指し、新たなまちの顔となるエントランス(昇降口)の整備を計画している。



図 周辺施設配置図

2 業務の概要

地下駅となる(仮称)箕面船場駅から、地上階や地上2階のデッキへと接続するエントランスの実施設計を行うものである。

駅の地下改札を通ると、エントランスの地下階に出る。地上からの光が差し吹き抜けのダイナミックな地下空間には、ギャラリーとカフェを配置する。地下空間から地上2階のメインデッキへは直通エレベータでつなぎ、地下から光の中へ上る高揚感を演出する。

駅を出た乗客がエントランスに入る第一歩から、わくわくするような期待感を抱く内部空間と、新たなまちのエントランスにふさわしい、上質なマテリアルによる透明感と開放感のある地上部の建築を期待している。

※なお、当該建築については、すでに基本設計を完了しており、建物の構造、配置、基本的なレイアウト、備えるべき機能と設備等を基本設計図書としてまとめている。今回の実施設計業務は、この基本設計図書に基づき、デザインと技術の両面にわたって詳細な設計を進め、工事発注に必要な設計図書をまとめる業務となる。実施設計業務には行政関連手続きを含んでおり、都市景観形成地区として必須となる届出の際に、「(仮称)箕面船場駅前地区景観デザイン指針」に沿って箕面市都市景観アドバイザーによる助言等を受け、それを踏まえた景観デザインとすること。

3 入札に付する事項

- (1) 名称 箕面船場エントランス実施設計業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から平成31年 2月28日まで
- (3) 業務内容 箕面船場エントランス実施設計 1式
※ 別添「業務委託仕様書」(別紙3)を参照のこと。
- (4) 入札方式 総合評価方式による一般競争入札とする。
競争入札参加資格は、開札後に受託の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。
- (5) 履行場所 箕面市 船場東 地内
- (6) 予定価格 予定価格は総額で定め、38,065,000円とする。
(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を除く。)
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)その他関係法令に則ること。
- (8) 箕面市契約規則(昭和55年規則第40号。以下「契約規則」という。)その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

4 入札参加資格

本入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

条件の確認は、入札日を基準として行う。ただし、入札日から受託決定の日までに条件を

満たさなくなった者は、入札参加資格がないものとする。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後三年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8年箕面市訓令第2号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き二年以上その営業を行っていること。
- (4) 法人税、所得税、事業税、市民税及び消費税を納付していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに本市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (7) 本入札の公告日から入札日までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。
- (8) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (9) 業務開始日までに本業務の習熟度を深め、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できること。
- (10) 単体企業又は2者あるいは3者で構成される設計共同体(以下、「提案事務所」)であること。
- (11) 協力事務所への再委託等(ただし、主たる業務の全部を再委託等することはできない。)を予定する場合にあっては、当該協力事務所は、本入札の他の入札者となることはできない。
※協力事務所とは、業務を実施する上で、入札者が業務の一部を再委託する設計事務所をいう。
- (12) 候補者選定会議構成員が属する組織、企業又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関係がない者であること。

注) 本入札説明書において、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当社が入札参加グループを構成する企業の代表権を有している役員を兼ねている

場合も同様とする。

5 入札事務の担当部署

〒562-0003

箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室(箕面市役所別館6階 TEL:072-724-6714)

※入札説明書等の資料は、市ホームページから入札者が各自取得すること。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等を行わない。

6 入札の方法

(1) 入札書(様式1)

入札者は、「入札書」(様式1)に入札価格(消費税等を除く。)を総額で記載し、記名・押印したうえ提出しなければならない。

(2) 提案書(様式2～16)

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類(以下「提案書」という。)に必要な事項を記載し、記名・押印のうえ提出しなければならない。

提案書を提出しない者の入札書は無効とする。

(3) 提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料等を添付しなければならない。

(4) 注意事項及び禁止事項

- ①入札書及び提案書は、法務局又は市町村に登録された名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出しなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した委任状を添付のうえ、当該受任者が提出した場合は、この限りではない。
- ②契約規則に規定する有資格者として名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)である受任者は、上記の定めにかかわらず、当該受任者の名称及び印鑑をもって記名・押印のうえ提出することができる。
- ③入札者は、提出した入札書、提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この限りではない。
- ④市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ⑤本件入札に関する課題作品の著作権は入札者に帰属する。ただし、受託者の選定に関する情報の公表時及びその他市が必要と認める時には、市は受託者の課題作品の全部又は一部(箕面市情報公開条例に基づき、入札者の正当な利益等に関して市は配慮する。)を使用できるものとし、受託者以外の課題作品は非公開とする。

7 受託者の決定基準

(1)配点

受託者の決定は、価格に関する評価点及び価格以外に関する評価点により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

(2)価格に関する評価

別紙「価格に関する評価点の算出方法」(資料1)に基づき点数化する。

(3)価格以外に関する評価

別紙「価格以外の項目に関する評価」(資料2)に基づき点数化する。

(4) 特定提案等

特定提案等については、以下の特定テーマに係る提案内容について評価する。次の課題作品を作成し、提案すること。

- ・計画条件(資料6)及び基本設計計画図(資料8)を基にしたコンセプト、外観パース(昼間:1枚以上、夜間:1枚以上)、内観パース(1枚以上)
- ・仕様は、A3版カラーとする。
- ・「(仮称)箕面船場駅前地区景観デザイン指針」を踏まえた景観デザインとする。

(5)その他

提出された書類等において、業務の履行内容その他市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めるときがある。当該請求に応じないときは、入札を無効とする。

8 質問書に関する事項

(1)公告、入札説明書、仕様書等関係書類に関して質問がある場合は、質問書(様式17)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

(2)質問書の提出期限:平成29年11月30日(木)午後3時まで(必着)

(3)送信先アドレス:entrance@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面船場エントランス実施設計業務委託質問書(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部箕面船場エントランス整備室(TEL:072-724-6744)とする。

(4)質問及び回答は、市ホームページに随時掲載する。

9 入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1)入札者は、入札参加表明を提出すること。

①入札参加表明書(様式18)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

②申込期限:平成29年12月1日(金)から平成29年12月15日(金)正午まで

③送信先アドレス:entrance@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面船場エントランス実施設計業務委託入札参加表明書(事業

者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部箕面船場エントランス整備室
(TEL:072-724-6744)とする。

(2)入札にあたり提出する書類(以下「入札書等」という。)

- ①入札書(様式1)
- ②提案書(様式2～16)

(3)入札書等の提出場所

箕面市役所別館6階総務部契約検査室

(4)入札書等の提出日時

平成30年1月29日(月)午前9時から午後5時まで

(5)入札書等の提出方法

次の要領で作成し、必ず持参すること。

①入札書

入札書は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「箕面船場エントランス実施設計業務委託入札書」と朱書して、1部提出する。

②提案書

ア 提出部数10部(正本1部、副本9部)

イ 提案書は、正本・副本とも、提案書様式一覧を表紙としてチェックリスト(様式2)のチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイル等に綴じ込み提出すること。

ただし、特定提案等(様式16)における課題作品については、カラー印刷し、綴じ込まずに別途提出すること。

ウ 提案書の正本には、設計共同体名又は企業名を記載し、副本については、住所、会社名、ロゴマーク等入札者を特定できる標記は行わないこと。

(6)入札書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。

(7)開札に立会を希望する場合は申し出ること。

①開札日時:平成30年1月29日(月)午後5時

②開札場所:箕面市役所別館6階入札室

ア 開札立会参加申込書(様式20)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。

イ 申込期限:平成30年1月25日(金)正午まで(必着)

ウ 送信先アドレス:entrance@maple.city.minoh.lg.jp

メール件名は、「箕面船場エントランス実施設計業務委託開札立会参加申込書(事業者名)」とし、宛先担当部署は、箕面市地域創造部箕面船場エントランス整備室(TEL:072-724-6744)とする。

10 受託候補者の決定方法

(1) 受託候補者の選定にあたっては、候補者選定会議により書面審査と面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、総合的に選定を行う。候補者選定会議の構成員は次のとおりである

氏名	所属、役職名
柿谷 武志	箕面市 副市長
井上 久実	(公社)日本建築家協会近畿支部支部長 JIA 登録建築家
高砂 正弘	和歌山大学教授 JIA 登録建築家
肥爪 慶一郎	箕面市 みどりまちづくり部長
小野 啓輔	箕面市 地域創造部長

- (2) 書面審査は、「7 受託者の決定基準」に基づき、入札価格に関する評価の点数及び入札価格以外の項目に関する評価の点数の合計(以下「総合評価値」という。)により行い、書面審査通過者5者程度を選定する。結果については、入札者全員に通知し、通過者には面接審査の詳細について別途通知する。
- (3) 書面審査通過者5者程度を対象として、提案書の課題作品等による面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行う。
- (4) 前記の評価の結果、入札書に記載された入札価格が、予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を受託候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を補欠候補者とする。
- (5) 受託候補者に、競争入札参加資格申請書(様式19)及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、受託者とするか、又はしないかを決定する。
- (6) 前記の確認の結果、受託候補者としないと決定した場合は、補欠候補者について、同様の確認を行い、受託候補者とするか、又はしないかを決定する。
- (7) 受託者の発表は、入札後1週間以内を目途とし、当該受託者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。
- (8) 受託価格は、受託者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算した額とする。
- (9) 受託候補者の選定までに候補者選定会議構成員に対し、受託の候補者の選定に関して自己の有利になる目的のため接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

11 申請書等の提出

受託の候補者は、本市からの通知に従い、本市の指定する期日までに、以下のとおり申請書等を提出しなければならない。

(1)競争入札参加資格確認申請書(様式19)

(2)競争入札参加資格の確認に必要な資料

- ① 登記事項証明書(法人)
- ② 印鑑証明書 ※写し不可、原本添付
- ③ 法人税・所得税・消費税の納税証明書
- ④ 事業税の納税証明書
- ⑤ 市町村民税の納税証明書 ※箕面市内に本支店がある場合
- ⑥ 許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
- ⑦ 技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
- ⑧ 業者カード・契約実績一覧表
- ⑨ 電算入力票
- ⑩ 委任状 ※支店等が契約先となる場合
- ⑪ 誓約書(暴力団員不当行為防止)

(3)有資格者は、上記(2)の書類は省略することができる。

(4)提出方法は、持参又は郵送による。

(5)申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6)提出された申請書等は、返却しない。

(7)競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。

(8)提出期限内に提出しないとき又は前記の指示に従わないときは、当該受託の候補者の決定を取り消すことができる。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1)入札保証金は、免除する。

(2)契約保証金は、免除する。ただし、履行保証保険による保証をつけなければならない。
この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。

13 契約書作成の要否

(1)契約書は、市の指定する様式(資料4)とする。

(2)契約書の作成に要する経費は、受託者の負担とする。

14 入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- (1)入札参加資格がない者のした入札
- (2)入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札
- (3)入札価格を改ざん又は訂正した入札
- (4)記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札
- (5)指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (6)本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7)本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8)入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (9)委任状の提出のない代理人のした入札
- (10)予定価格を超過した金額を記載した入札
- (11)入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (12)入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (13)申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- (14)申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (15)前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

15 調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- (1)入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (2)天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- (3)調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

16 その他

- (1)提出された書類は、一切返却しない。
- (2)入札者の名称及び評価点は、市ホームページ等で公表する。
- (3)消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。
- (4)契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。